

有田川町の平成19年度決算に係る健全化判断比率等については以下のとおりです。

健全化判断比率

(単位;%)

	比率	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	黒字のため「-」	13.39	20.00
② 連結実質赤字比率	黒字のため「-」	18.39	40.00
③ 実質公債費比率	19.0	25.0	35.0
④ 将来負担比率	109.7	350.0	

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は「-」表示
- 2 連結実質赤字比率の財政再生基準(40%)は3年間の経過的な基準(本来は30%)

資金不足比率

(単位;%)

特別会計の名称	⑤資金不足比率	備考
水道事業	資金剰余のため「-」	経営健全化基準 20%
簡易水道事業	資金剰余のため「-」	経営健全化基準 20%
公共下水道事業	資金剰余のため「-」	経営健全化基準 20%
農業集落排水事業	資金剰余のため「-」	経営健全化基準 20%
簡易排水事業	資金剰余のため「-」	経営健全化基準 20%
浄化槽事業	資金剰余のため「-」	経営健全化基準 20%
かなや明恵峡温泉事業	資金剰余のため「-」	経営健全化基準 20%

- 1 資金不足額がない場合は、「-」表示

## 有田川町の算定結果

すべての指標について、早期健全化基準を下回っており、現時点では問題となる状況ではありません。しかし、それぞれの指標について以下の点で今後留意が必要です。

### 【実質赤字比率・連結実質赤字比率】

実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに「－」(実質収支額が黒字)となっているものの、経常収支比率が95.3%と高く依然厳しい状況にあります。また平成19年度決算では歳入に占める依存財源の割合は約72%と高く、特に地方交付税の占める割合は38.8%と高いことから今後は交付税の減少に備え、財政規模の縮小に努めなければなりません。

### 【実質公債費比率】

早期健全化基準(25%)を下回っているものの、19.0%と高い水準であります。しかし平成19年度に約7億1千万円の繰上償還を実施したこと等により、今後は下降する見込みです。今後も地方債の発行については計画的に実施抑制し、地方債残高の削減を図ります。

### 【将来負担比率】

早期健全化基準(350%)を大幅に下回っています。今後は公営企業債等繰入額で公共下水道事業、簡易水道事業等の実施により幾分か増加が見込まれるが、引き続き経営健全化を図る必要があります。

### 【資金不足比率】

各公営企業会計の資金不足比率は、いずれも「－」(資金剰余)で資金不足は発生していません。しかし特別会計では、一般会計からの繰入金を受けてのことであることから、今後一層の経営健全化を図る必要があります。

本町においては、以上の通り早期健全化基準を超えない健全な状態にあるといえますが、昨年策定した有田川町長期総合計画を軸に今後も持続可能な財政構造を確立するため行財政改革を着実に実行し、健全な財政運営に努めて参ります。

## 《用語解説》

### 1. 実質赤字比率

一般会計と特別会計(以下「一般会計等」という。)の実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示す指標です。有田川町においては13.39%以上で早期健全化団体に、20%以上で財政再生団体となります。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

### 2. 連結実質赤字比率

一般会計等に加え、公営企業会計や地方公共団体に設置されたすべての特別会計を連結し算定した赤字額の標準財政規模に対する割合を示す指標です。有田川町においては、18.39%以上で早期健全化団体に、40%以上で財政再生団体となります。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

### 3. 実質公債費比率

公債費(地方債の元利償還金)の水準を測る指標であり、地方公共団体に設置されたすべての会計における一般会計等(普通会計)が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。

この比率が18%を超えた場合、地方債を発行するためには県の同意ではなく、許可が必要になります。

また、25%以上になると早期健全化団体となり一部の地方債の発行が、35%以上になると財政再生団体となり多くの地方債の発行が制限されます。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{地方債元利・準元利償還金} - \text{基準財政需要額算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$$

### 4. 将来負担比率

地方公共団体に設置されたすべての会計、一部事務組合等、土地開発公社、第三セクター等を含めた負債のうち、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す指標です。

有田川町においては、350%以上で早期健全化団体となります。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$$

### 5. 資金不足比率

地方公共団体財政健全化法にて上記の4つの指標とともに定められており、公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率です。

比率は各公営企業会計毎に算定することとされており、20%以上で経営健全化団体となり、早期健全化団体と同じように、公営企業の経営の健全化を図る計画を策定しなければなりません。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$